

## 7 南アルプスユネスコエコパークについて

南アルプス地区は昭和 39 年 6 月に国立公園に指定されており、平成 26 年 6 月にはユネスコエコパーク(生物圏保存地域)としてユネスコに登録されるなど自然環境上重要な地域である。

南アルプスユネスコエコパークのうち、「厳格に保護され、長期的に保全される地域である『核心地域』」については、国立公園区域内に計画されている。また、「教育、研修、エコツーリズム等の利用がなされる『緩衝地域』」については、主に国立公園区域の周辺、「居住や持続可能な資源管理活動が促進・展開される『移行地域』」は、「緩衝地域」の周辺に計画されている。

山梨県内の対象事業実施区域においては、「核心地域」は存在しない。また、「緩衝地域」「移行地域」のある山間部においては、路線の大部分はトンネルで通過する。この他、南アルプス市内の地上部の路線は、「移行地域」に該当する。ユネスコエコパーク計画における地域分けは、図 7-1 及び図 7-2 に示すとおりである。

ユネスコエコパークの審査基準を表 7-1 に示す。移行地域の審査基準として、「核心地域及び緩衝地域の周囲又は隣接する地域であること」、「緩衝地域を支援する機能を有すること」、「自然環境の保全と調和した持続可能な発展のためのモデルとなる取組を推進していること」の三点が示されている。

工事の実施段階には南アルプス市、早川町と情報交換に努め、できる限り本事業とユネスコエコパーク計画との整合を図る予定であり、「緩衝地域を支援する機能」や「自然環境の保全と調和した持続可能な発展のためのモデルとなる取組の推進」を阻害しないように計画できるものと考えている。

具体的には、地元の方々の環境や観光客の活動に影響を与えないよう配慮しながら、工事を実施していく。

工事用車両の運行にあたっては、林道について擁壁や法面工などの補修や粉じん対策のための舗装について道路管理者と打合せを行い、一般車両の通行や安全に配慮するとともに、観光シーズンの事情にも配慮した適切な運行計画の策定、カーブミラーの設置等の安全対策の策定、運搬に用いる車両の確実な点検・整備の実施、アイドリングストップやエコドライブなど環境負荷低減を意識した運転についての運転手への指導、車両の出入り口の清掃や散水、タイヤの洗浄などを通じて、沿線住民の生活や観光客の快適性に対する影響を低減する。

発生土置き場を含め、工事で使用するヤードにおいても、建設機械の確実な点検・整備の実施、アイドリングストップなど環境負荷低減を意識した機械の使用についての運転手への指導などを進めるとともに、ヤードの状況を写真等により継続的に記録し、モニタリング結果などとともに公表する。工事終了後は原状復旧することを原則とし、詳細は土地や施設の管理者の意向を確認しながら決めていく。

※文部科学省作成資料に加筆して作成

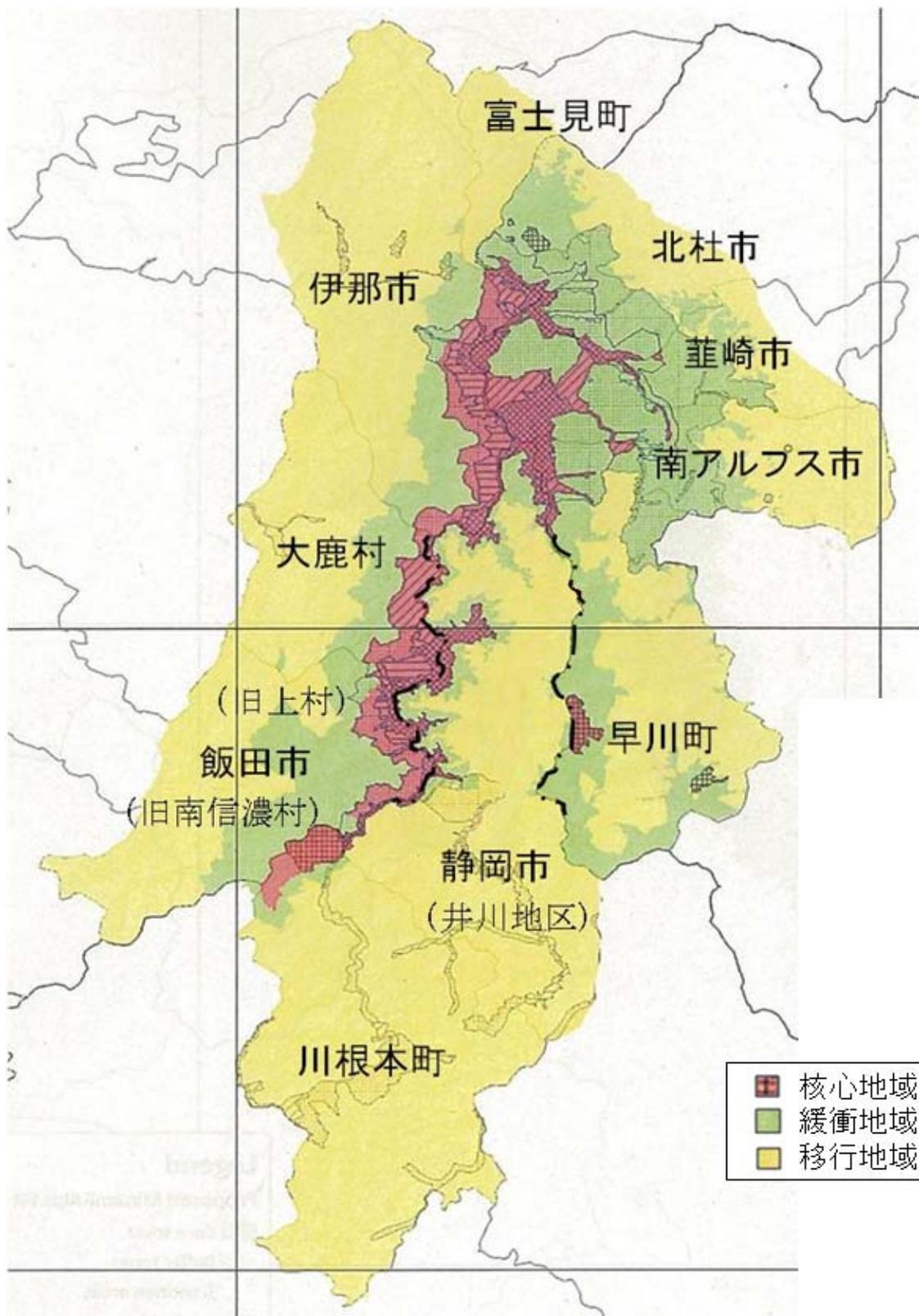


図 7-1 南アルプスユネスコエコパークのゾーニング

※文部科学省作成資料に加筆して作成

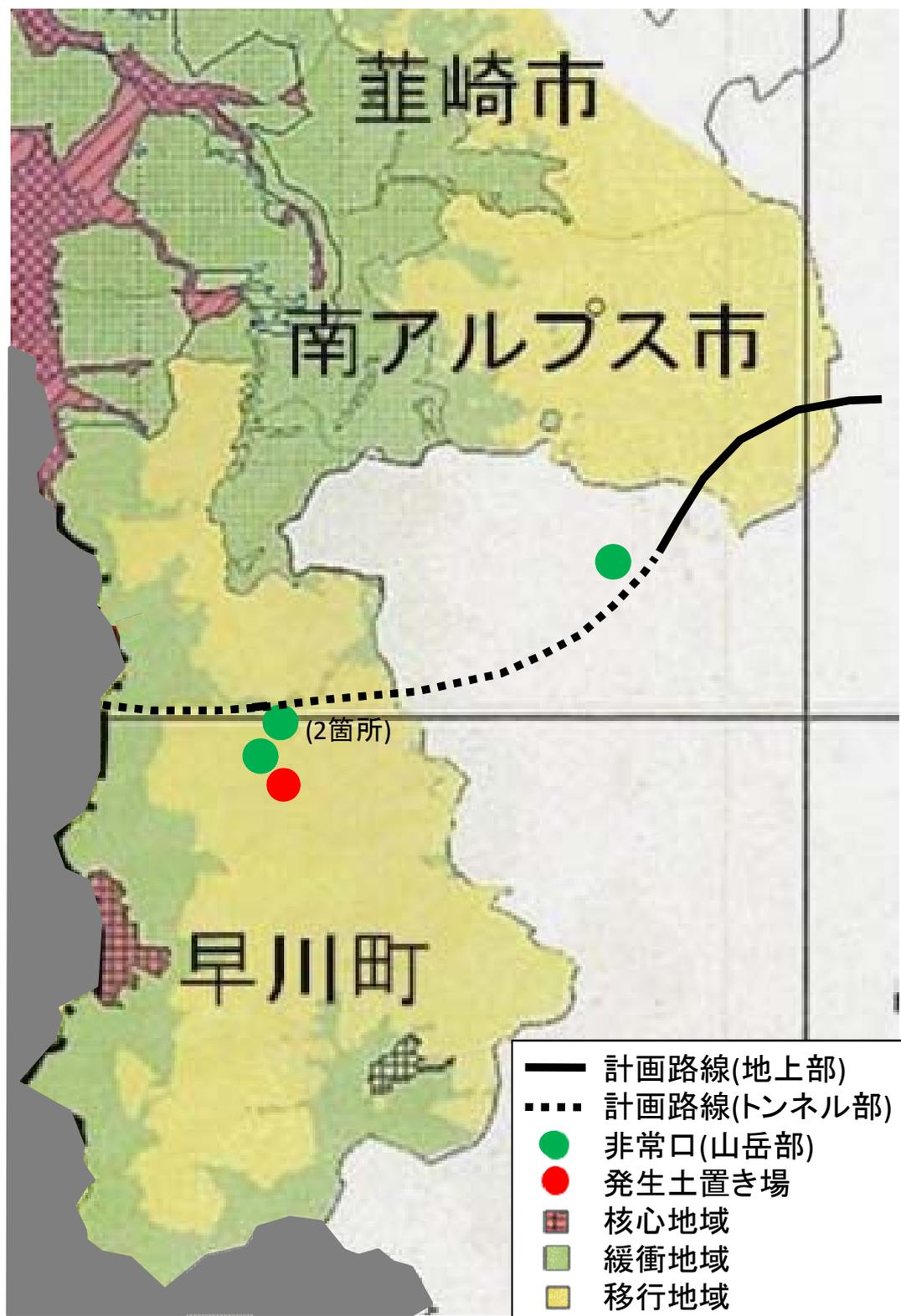


図 7-2 南アルプスユネスコエコパークのゾーニングほか(山梨県部分)  
(図 7-1 から山梨県部分を拡大)

表 7-1 日本ユネスコ国内委員会生物圏保存地域（ユネスコエコパーク）審査基準

核心地域	緩衝地域	移行地域
<ul style="list-style-type: none"> <li>・法律やそれに基づく制度等によって、長期的な保護が担保されていること</li> <li>・次のカテゴリーの一つ以上に合致していること               <ul style="list-style-type: none"> <li>(ア) 生物地理学的区域を代表する生態系であること</li> <li>(イ) 生物多様性の保全の観点から重要な地域であること</li> <li>(ウ) より自然の状態に復旧でき得る変形あるいは破壊された生態系の事例</li> <li>(エ) 絶滅危惧種等希少な動植物が生息あるいは生育していること</li> </ul> </li> <li>・動植物相や植生等の調査の蓄積があり、公開に努めていること</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・核心地域の周囲又は隣接する地域であり、核心地域のバッファーとしての機能を果たしていること</li> <li>・核心地域に悪影響を及ぼさない範囲で、持続可能な発展のための地域資源を生かした持続的な観光であるエコツーリズム等の利用がなされていること</li> <li>・環境教育・環境学習を推進し、自然の保全・持続可能な利活用への理解の増進、将来の担い手の育成を行っていること</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・核心地域及び緩衝地域の周囲又は隣接する地域であること</li> <li>・緩衝地域を支援する機能を有すること</li> <li>・自然環境の保全と調和した持続可能な発展のためのモデルとなる取組を推進していること</li> </ul>

平成 23 年 9 月 28 日

平成 24 年 6 月 12 日一部改正

日本ユネスコ国内委員会自然科学小委員会、人間と生物圏（MAB）計画分科会決定

※「ユネスコエコパーク」は日本国内での呼び方であり、正式には「Biosphere Reserve：通称 BR（日本語訳：生物圏保存地域）」